

法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

I. 経営陣による法令等遵守態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- ・ 金融機関にとって法令等遵守態勢の整備・確立は、金融機関の業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つであり、経営陣には、法令等遵守態勢の整備・確立のため、法令等遵守に係る基本方針を決定し、組織体制の整備を行う等、金融機関の業務の全般にわたる法令等遵守態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。
- ・ 検査官は、経営陣が、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善活動をそれぞれ適切に行っているかといった観点から、法令等遵守態勢が有効に機能しているか否か、取締役会の役割と責任が適切に果たされているかをI. のチェック項目を活用して具体的に確認する。
- ・ 本チェックリストのII. 以降の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がI. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

1. 方針の策定

①【取締役の役割・責任】

取締役は、法令等遵守の徹底が金融機関の信頼の維持、業務の健全性及び適切性の確保のため必要不可欠であることを十分に認識し、法令等遵守を重視しているか。特に、自らの担当する業務に関し留意すべき法令上の問題点を認識し、業務の適法な運営に万全を期しているか。

また、法令等遵守の担当取締役は、金融機関全体の業務に適用される法令等の内容を理解するだけでなく、法令等遵守の状況のモニタリング・法令等遵守の徹底等の方法を十分に理解し、この理解に基づき当該金融機関の法令等遵守の状況を的確に認識し、適正な法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を検討しているか。

②【法令等遵守方針の整備・周知】

取締役会は、経営方針に則り、法令等遵守に係る基本方針（以下「法令等遵守方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。

③【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、法令等遵守の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直している

か。

2. 内部規程・組織体制の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、法令等遵守方針に則り、法令等遵守に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「法令等遵守規程」という。）を、法令等遵守に関する事項を一元的に管理する部門（以下「コンプライアンス統括部門」という。）の管理者（以下本チェックリストにおいて単に「管理者」という。）に策定させ、組織内に周知させているか。取締役会等は、法令等遵守規程についてリーガル・チェック等を経て、法令等遵守方針に合致することを確認した上で承認しているか。

②【コンプライアンス統括部門の態勢整備】

- (i) 金融機関全体の法令等遵守の徹底を図るためには、金融機関の様々な部署に散在する法令等遵守に関する情報（以下「コンプライアンス関連情報」という。）を一元的に収集、管理、分析、検討して、その結果に基づき適時に適切な措置・方策を講じることが必要不可欠である。この観点から、取締役会等は、法令等遵守方針及び法令等遵守規程に則り、コンプライアンス統括部門を設置し、所掌事項を明確にして権限を付与し、適切な役割・機能を発揮させる態勢を整備しているか。¹
- (ii) 取締役会等は、コンプライアンス統括部門に、当該部門を統括するために必要な知識と経験を有する管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。
- (iii) 取締役会等は、コンプライアンス統括部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。²
- (iv) 取締役会等は、コンプライアンス統括部門について営業推進部門等からの独立性を確保し、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。特に、コンプライアンス統括部門が他の業務との兼務をする場合、営業推進部門等からの干渉を防止する態勢となっているかに留意する。

③【各業務部門及び営業店等における法令等遵守態勢の整備】

- (i) 取締役会等は、各業務部門及び営業店等に対し、遵守すべき法令等、内部規程・業務細則³等を周知させ、遵守させる態勢を整備しているか。

例えば、管理者又はコンプライアンス統括部門に、各部門が遵守すべき法令等、

¹ コンプライアンス統括部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他の部門と統合した一つの部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が法令等遵守の一元的管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が法令等遵守を担当する場合等）には、当該金融機関の規模・特性に応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

² 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

³ 業務細則とは、取締役会等から授権された者又は部署が制定・改廃を行う内部規程の下位規程をいう。

内部規程・業務細則等を特定させ、業務の内容や職責に応じた効果的な研修を定期的に行わせる等の具体的な施策を行うよう指示しているか。

- (ii) 取締役会等は、管理者又はコンプライアンス統括部門を通じ、各業務部門及び営業店等において、法令等遵守態勢の実効性を確保する態勢を整備させているか。
- (iii) 取締役会等は、各業務部門及び営業店等毎にコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンス統括部門と連携させているか。また、モニタリングが困難等の事情により法令等遵守態勢の実効性を確保する必要がある業務部門や営業店等（例えば海外拠点等）には、例えば、当該部署の法令等遵守を確保するコンプライアンス・オフィサーを配置し、営業推進部門等からの独立性を確保しつつ、管理者と連携させる等の工夫によりコンプライアンス統括部門との連携を保っているか。
- (iv) 取締役会等は、業務の規模・特性に応じて、法令等遵守の観点から必要あるときは、業務隔壁や情報の遮断措置を設置する等の態勢を整備しているか。必要のあるときとは、例えば、インサイダー取引の防止、利益相反の管理等のために必要な場合をいう。

④【コンプライアンス・マニュアルの整備・周知】

取締役会は、管理者に、法令等遵守方針及び法令等遵守規程に沿って、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書（以下「コンプライアンス・マニュアル」という。）を策定させ、承認した上で組織全体に周知させているか。また、コンプライアンス・マニュアルの重要な見直しについては、取締役会が承認しているか。

⑤【コンプライアンス・プログラムの整備・周知】

取締役会は、管理者に、法令等遵守方針及び法令等遵守規程に沿って、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（内部規程の整備、職員等の研修計画など。以下「コンプライアンス・プログラム」という。）を最長でも年度毎に策定させ、承認した上で組織全体に周知させているか。

また、代表取締役及び取締役会は、その進捗状況や達成状況を定期的にかつ正確に把握・評価しているか。さらに、コンプライアンス・プログラムの実施状況を業績評価や人事考課等に衡平に反映する態勢を整備しているか。

⑥【取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会等は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、管理者に、定期的には又は必要に応じて随時、取締役会等に対し法令等遵守の状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案については、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

⑦【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を

適切に設定した上で管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。⁴

⑧【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

取締役会等は、内部監査部門に、法令等遵守について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。⁵

⑨【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、法令等遵守の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

3. 評価・改善活動

(1) 分析・評価

①【法令等遵守態勢の分析・評価】

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等全ての法令等遵守の状況に関する情報に基づき、法令等遵守の状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

②【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、法令等遵守の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

(2) 改善活動

①【改善の実施】

取締役会等は、上記3.(1)の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

②【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、法令等遵守の状況に関する報

⁴ このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

⁵ 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。

告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

Ⅱ. 管理者による法令等遵守態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- ・ 本章においては、管理者及びコンプライアンス統括部門が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- ・ Ⅱ. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

1. 管理者の役割・責任

(1) 内部規程等の策定

① 【法令等遵守規程の整備・周知】

管理者は、役職員が業務の内容に応じて遵守すべき法令等を十分に理解し、法令等遵守方針に則り、法令等遵守規程を策定しているか。法令等遵守規程は、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

② 【法令等遵守規程の内容】

法令等遵守規程の内容は、業務の特性に応じ、役職員が遵守すべき法令等の遵守に関する取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- ・ コンプライアンス統括部門の役割・責任及び組織に関する取決め
- ・ コンプライアンス関連情報の収集、管理、分析及び検討に関する取決め
- ・ 法令等遵守のモニタリングに関する取決め
- ・ リーガル・チェック等に関する取決め（例えば、各部門が業務上作成又は関与する内部規程、契約書、広告等の文書、取引、業務等のうち、リーガル・チェック等を行うべきもの）
- ・ 研修・指導等の実施に関する取決め
- ・ コンプライアンス統括部門が行った調査に関する記録の保存・管理等に関する取決め
- ・ 新規商品等の承認・審査に関する取決め
- ・ 取締役会等及び監査役への報告に関する取決め

③ 【コンプライアンス・マニュアルの整備・周知】

管理者は、金融機関の業務における法令等遵守の重要性を十分に理解し、法令等遵守方針及び法令等遵守規程に沿って、コンプライアンス・マニュアルを策定して

いるか。コンプライアンス・マニュアルの策定及び重要な見直しについては、取締役会の承認を受けた上で組織全体に周知しているか。

④【コンプライアンス・マニュアルの内容】

コンプライアンス・マニュアルの内容は、金融機関の社会的責任と公共的使命を踏まえ、当該金融機関の業務の内容に応じ、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を網羅し、平易かつ適切に規定されているか。例えば、以下の点について、明確に規定する等適切な内容となっているか。

- ・ 役職員が遵守すべき法令等の解説
- ・ 各業務に即した遵守すべき法令等に関する具体的かつ詳細な留意点
- ・ 役職員が法令等違反行為の疑いのある行為を発見した場合の連絡すべき部署等（コンプライアンス統括部門、ヘルプライン、コンプライアンス・ホットライン等）

⑤【コンプライアンス・プログラムの策定】

管理者は、金融機関の業務における法令等遵守の重要性を十分に理解し、法令等遵守方針及び法令等遵守規程に沿って、最長でも年度毎に合理的な内容のコンプライアンス・プログラムを策定しているか。コンプライアンス・プログラムの策定及び重要な見直しについては、取締役会の承認を受けた上で組織全体に周知しているか。

(2) 態勢の整備

①【管理者によるコンプライアンス統括部門の態勢整備】

- 管理者は、法令等遵守方針及び法令等遵守規程に基づき、適切な法令等遵守を確保し、法令等違反行為の未然防止及び再発防止を徹底するため、コンプライアンス統括部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。
- 管理者は法令等遵守の徹底に関する能力・知識を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。

②【コンプライアンス関連情報の収集、管理、分析及び検討】

管理者は、金融機関の業務の特性に応じ、金融機関の各部署に散在するコンプライアンス関連情報を適時にかつ効率的に収集する手段を講じているか。また、収集したコンプライアンス関連情報を適切に管理するとともに、その内容を分析し、法令等違反行為の未然防止、再発防止を含む法令等遵守態勢の改善に役立てることができるような態勢を整備しているか。例えば、ヘルプライン、コンプライアンス・ホットライン等の通報に係る仕組の整備等を行っているか。

③【連絡・連携態勢】

- 管理者は、管理者自ら又はコンプライアンス統括部門を通じ、各種コンプライアンス関連情報が所在する部門との情報の連絡及び連携を密接にしているか。
- 管理者は、各業務部門及び営業店等毎に配置したコンプライアンス担当者との連

携をとっているか。

④【モニタリング態勢】

管理者は、各部門における適切な法令等遵守を確保するため、定期的に又は必要に応じて随時、各部門に対し法令等遵守の状況の報告を求める方法、コンプライアンス担当者から継続的に情報を収集する方法、実地調査を行う方法等により、各部門における法令等遵守の状況を継続的にモニタリングする態勢を整備しているか。

⑤【法令等違反行為処理態勢】

管理者は、法令等違反行為の疑いの通報があった場合等、コンプライアンス関連情報の分析や通報を通じて、法令等違反行為の疑いがあると判断した場合には、速やかに事実関係を調査させ、その事実が法令上の届出の対象となる不祥事件に該当するか検証し、必要な場合には速やかに届出を行う態勢（他の適切な部署に調査、検証、届出を行わせることを含む。）を整備しているか。

また、金融商品取引法上の適時開示を適切に行う態勢となっているか。⁶

⑥【顧客サポート等管理責任者等との連携】

- (i) 管理者は、顧客サポート等管理責任者⁷等と適切に連携し、顧客からの相談・苦情等⁸について苦情と認識すべきもの及び苦情となるおそれがあるものについて、迅速にかつ幅広く情報を取得する態勢を整備しているか。
- (ii) 管理者は、相談・苦情等の中で法令等違反行為又はその疑いに関する情報が含まれるものについて、情報を保有する部門、部署、個人等から適切に情報を報告させ、取得し、分析・検討の上、顧客サポート等管理責任者等に還元を行う態勢を整備しているか。
- (iii) 管理者は、相談・苦情等の中で、必要と判断する事案については、利害関係のない者による適切かつ十分な調査により原因究明を図る態勢を整備しているか。

⑦【研修・指導態勢】

管理者は、コンプライアンス・マニュアルの内容を各役職員に周知徹底させているか。また、各業務において遵守すべき法令等について、十分な研修・指導を行わせる態勢を整備しているか。また、法令等違反行為の未然防止のために、研修や朝礼等による職員等に対する周知徹底がなされているか。

⑧【取締役会等への報告態勢】

管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に対し、取締役会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案については、取締役会等に対し速やかに報告しているか。

⁶ 金融商品取引法上の適時開示を求められる金融機関に限る。

⁷ 顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト参照。

⁸ 顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト参照。

⑨【監査役への報告態勢の整備】

管理者は、取締役会の決定事項に従い、監査役へ直接報告を行っているか。

(3) 評価・改善活動

管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、コンプライアンス・マニュアルをはじめとする各種関連規程の遵守状況等、法令等遵守の状況に関する報告・調査結果、モニタリングの結果等を踏まえ、コンプライアンス部門による法令等遵守の徹底の実効性を検証し、適時に各種関連規程（コンプライアンス・マニュアルを含む。）、組織体制、研修・指導の実施、モニタリングの方法等の見直しを行い、必要に応じて取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

2. コンプライアンス統括部門の役割・責任

①【コンプライアンス・プログラムの実施】

コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス・プログラムの内容を適時適切に実施するとともに、進捗状況や達成状況をフォローアップし、取締役会等へ報告しているか。

②【連絡・情報収集の実施】

コンプライアンス統括部門は、金融機関全体の法令等遵守の徹底を図る観点から、金融機関の様々な部署に散在するコンプライアンス関連情報を一元的に収集、管理、分析及び検討し、その結果に基づき適時に適切な措置・方策を講じているか。特に、各業務部門及び営業店等におけるコンプライアンス担当者との密接な連携を図り、情報収集を行っているか。

③【法令等遵守に関するモニタリングの実施】

コンプライアンス統括部門は、法令等遵守を徹底する観点から、各業務部門及び営業店等の法令等遵守の状況につき、継続的なモニタリングを実施しているか。

例えば、定期的に又は必要に応じて随時、コンプライアンス担当者から、法令等遵守の状況の報告を求め、又は継続的に情報を収集し、適時に実地調査を行う等の方法によりモニタリングを行っているか。

④【法令等違反行為への対処】

(i) コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス関連情報の分析や通報を通じて、法令等違反行為の疑いがある事象について、当該行為の事実の有無及び問題点の有無について、直ちに事実確認を実施し、又は事件と利害関係のない部署に事実確認させた上で、法令等違反行為の事実の有無やコンプライアンス上の弱点の有無について検証しているか。

(ii) コンプライアンス統括部門は、上記(i)の事実確認の結果、法令等違反行為に該当する又はそのおそれが強いと判断した事象について、直ちに管理者に報告し、関連する部門又は部署等と連携して適切な対処を行っているか。また、この時点に

において、法令上求められる不祥事件の届出の要否、疑わしい取引の届出の要否、適時開示の要否等について検討しているか。

- (iii) コンプライアンス統括部門は、適時適切に法令等違反行為についてその背景、原因、影響の範囲等について調査し、又は事件と利害関係のない部署に調査させた上で分析し、その結果を管理者に報告しているか。
- (iv) コンプライアンス統括部門は、上記 (iii) の分析結果を、再発防止の観点から関連業務部門の管理者や営業店長等に還元するとともに、将来の未然防止のための措置を速やかに講じ、又は他の部門に講じさせているか。

⑤【顧客サポート等管理責任者等との連携】

- (i) コンプライアンス統括部門は、顧客保護等管理態勢における顧客サポート等管理責任者等との連携を適切に行い、顧客サポート等を円滑にするため助言を行っているか。
- (ii) コンプライアンス統括部門は、顧客からの相談・苦情等⁹について苦情と認識すべきもの及び苦情となるおそれがあるものについて、迅速にかつ幅広く情報を取得しているか。
- (iii) コンプライアンス統括部門は、相談・苦情等の中で法令等違反行為に関する情報が含まれるものについて、情報を保有する部門、部署、個人等から適切に情報を報告させ、取得し、分析・検討の上、顧客サポート等管理責任者等に還元を行っているか。
- (iv) コンプライアンス統括部門は、相談・苦情等の中で、必要と判断する事案については、利害関係のない者による適切かつ十分な調査により原因究明を図っているか。

⑥【コンプライアンス担当者の役割】

コンプライアンス担当者は、配置された当該部署におけるコンプライアンス関連情報を集約し、コンプライアンス統括部門に随時又は定期的に伝達し、当該部署における法令等遵守の取組を適切に行っているか。また、コンプライアンス担当者は、業務に関する法的知識の蓄積を図り、その機能を十分に発揮しているか。

⁹ 顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト参照。

Ⅲ. 個別の問題点

【検証ポイント】

- 本章においては、法令等遵守の実態に即した個別具体的な問題点について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。本章には、代表的な法令等に関連する着眼点を記載しているが、金融機関に適用のあるその他の法令等についても、その法令等違反の防止のための適切な態勢が整備・確立され、実際に法令等違反が生じていないかを検証することに留意する。
- Ⅲ. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ. 又はⅡ. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ. 又はⅡ. において漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

1. 組織犯罪等への対応

(1)取引時確認^{10, 11}

①【取引時確認に関する内部規程又は業務細則の策定】

取締役会等は、取引時確認に関する内部規程（以下「取引時確認規程」という。）又は業務細則を策定させているか。取引時確認規程は、リーガル・チェック等を受け、取締役会等の承認を受けているか。取引時確認規程においては、例えば、顧客の口座開設に関する取決め（例えば、顧客の口座開設の拒否の判断基準等）が明確化されているか。¹²

②【取引時確認に関する態勢の整備】

- (i) 取締役会等は、取引時確認に関する責任者又は担当部署を設置しているか。
- (ii) 取締役会等は、取引時確認に関する事項で、経営に重大な影響を与えるものについては、速やかにコンプライアンス統括部門や内部監査部門へ報告されるとともに、取締役会等に報告される態勢を整備しているか。
- (iii) 取締役会等は、確認記録・取引記録の作成・保存が、適切に行われる態勢を整備しているか。

③【取引時確認に関する指導・研修】

取引時確認に関する責任者又は担当部署は、取引時確認を適時・適切に実施でき

¹⁰ 取引時確認とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第6項に規定する取引時確認をいう。

¹¹ 「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（平成24年10月金融庁）を参考にすること。

¹² 取引時確認規程は、必ずしも一本化されていない場合やコンプライアンス・マニュアル等に統合されている場合もある。これらの形式にこだわらず、記載すべき事項が漏れなく明文化され、取締役会等の承認を受け、必要のある役職員に周知徹底され、実効的な取引時確認に係る態勢が整備されているか否かを実証的に検証する。

るよう、取引時確認規程及び業務細則等について定期的に指導・研修を実施する等の方法により、関連する職員等に対し周知徹底しているか。

④【取引時確認の方法に関する留意点】

- (i) 法人との取引については、当該法人の取引時確認に加え、法人の取引担当者の本人特定事項の確認を行っているか。
- (ii) 代理人を利用した取引については、顧客の取引時確認に加え、代理人の本人特定事項の確認を行っているか。
- (iii) 下記イ. ～ハ. のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の見方よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認を行う態勢が整備されているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認を行う態勢が整備されているか。
 - イ. 取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましていた疑いがある場合における当該取引
 - ロ. 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
 - ハ. 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等
- (iv) 海外の本・支店や現地法人、グループ会社等で取引時確認が完了している場合であっても、日本において口座を開設する場合等に、法令上必要な取引時確認を行っているか。

(2)疑わしい取引¹¹

①【疑わしい取引に関する内部規程又は業務細則の策定】

マネー・ローンダリングをはじめとする疑わしい取引について、内部規程（以下「疑わしい取引に関する規程」という。）又は業務細則が定められているか。疑わしい取引に関する規程は、リーガル・チェック等を受け、取締役会等の承認を受けているか。疑わしい取引に関する規程においては、例えば、以下の点が明確化される等、適切な内容となっているか。

- ・ 疑わしい取引の判断に関する取決め（例えば、判断基準、その具体例、判断権の所在等）
- ・ 疑わしい取引と判断した場合の取決め（例えば、疑わしい取引の届出や、必要に応じ、口座の取引停止や既存契約の解除を行う旨の取決め等）
- ・ 疑わしい取引を発見した場合の情報の伝達に関する取決め
- ・ 疑わしい取引に関する記録の保存・管理に関する取決め

②【疑わしい取引に関する態勢の整備】

- (i) 取締役会等は、疑わしい取引に関する責任者又は担当部署を設置しているか。
また、取締役会等は、各役職員が、当該責任者又は担当部署に対し、疑わしい取引の可能性のある取引について、その情報を適時に伝達する態勢を整備しているか。
- (ii) 疑わしい取引に関する責任者又は担当部署は、疑わしい取引に関する規程に則り、疑わしい取引に関する情報について、当局に対し速やかに届け出ているか。また、疑わしい取引に関する責任者又は担当部署は、ある取引が疑わしい取引であると判断した場合、疑わしい取引に関する規程又は業務細則に従い、当該取引及び口座に関し、必要に応じ適切な措置を適時に実施しているか。
- (iii) 取締役会等は、疑わしい取引の届出を行うに当たって、当事者の属性、取引時の状況その他金融機関の保有している当該取引に係る具体的な情報により、疑わしい取引の届出が適切に行われる態勢を整備しているか。
- (iv) 取締役会等は、疑わしい取引に関する責任者又は担当部署が営業店等からの疑わしい取引の報告の概要等について定期的に取締役会等に報告する態勢を整備しているか。
- (v) 取締役会等は、疑わしい取引に関する事項のうち、経営に重大な影響を与えるものについては、速やかにコンプライアンス統括部門や内部監査部門へ報告されるとともに、取締役会等に報告される態勢を整備しているか。
- (vi) 取締役会等は、疑わしい取引の届出漏れがないような態勢を整備しているか。

③【疑わしい取引に関する指導・研修】

疑わしい取引の責任者又は担当部署は、疑わしい取引の届出や疑わしい取引に関する適切な措置を適時に実施できるよう、定期的に指導・研修を実施する等関係職員等に対し周知徹底を図っているか。

④【疑わしい取引のチェック方法に関する留意点】

- (i) 疑わしい取引の傾向について事例の蓄積を図り、その成果を参考事例集を作成する等して各部門への周知を図っているか。
- (ii) 疑わしい取引として対処すべき当事者の属性や取引の性質等に係る情報の収集及び蓄積を十分に行っているか。
- (iii) 当該金融機関が行っている疑わしい取引の届出の件数が、業務の規模・特性から見て著しく僅少である場合、疑わしい取引の判断基準等が有効に機能しているか十分に検証することに留意する。

(3) コルレス契約の締結・継続に係る体制整備

コルレス契約について、犯罪による収益の移転防止に関する法律第 10 条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 25 条¹³に基づき、以下の体制が整備されている

¹³ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 25 条の「外国所在為替取引業者との間で委託契約又は受託契約を締結して為替取引を行う場合」とは、国際決済のために外国所在為替取引業者（コルレス

るか。

- (i) コルレス先の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための体制整備の状況及び現地における監督当局の当該コルレス先に対する監督体制等について情報収集に努め、コルレス先を適正に評価した上で、上級管理職による意思決定を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に審査・判断しているか。
- (ii) コルレス先とのテロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する責任分担について文書化する等して明確にするよう努めているか。
- (iii) コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないこと、及びコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないことについて確認することとしているか。

また、確認の結果、コルレス先が架空銀行であった場合又はコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・継続を遮断することとしているか。

(4)海外拠点のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の態勢の整備

海外拠点のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を的確に実施するための態勢が整備されているか。

- (i) 海外拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を適切に行うよう努めているか。¹⁴
- (ii) 現地のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外拠点は現地のより高い基準に即した対応を行うよう努めているか。
- (iii) 適用される現地の法令等で禁止されているため、海外拠点が国内におけるのと同水準の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに金融庁又は本店所在地を管轄する財務局に情報提供するよう努めているか。
 - (イ) 当該国・地域
 - (ロ) テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない具体的な理由
 - (ハ) テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容

先) との間で電信送金の支払、手形の取立、信用状の取次、決済等の為替業務、資金管理等の銀行業務について委託契約又は受託契約（コルレス契約）を締結して為替取引を行う場合をいう。

¹⁴ 特に、F A T F 勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外拠点においても、国内におけるのと同水準の態勢の整備が求められることに留意する必要がある。

2. 反社会的勢力への対応

①【反社会的勢力に対応する方針、コンプライアンス・マニュアル等の整備・周知】

(i) 取締役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、金融機関に対する公共の信頼を維持し、金融機関の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識しているか。

また、反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等が適切に関与し、組織として対応することとしているか。

(ii) 取締役会は、反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除する方針を明確に示し、役職員に周知しているか。

(iii) コンプライアンス・マニュアルにおいて、反社会的勢力への対応について、初期対応の方法を平易に記載し、担当部門の連絡先、担当責任者等を明確に記載しているか。

また、必要に応じて、子会社等においても同様の措置をとっているか。

②【反社会的勢力に対応する態勢の整備】

取締役会は、個々の取引状況等を考慮しつつ、反社会的勢力に対して組織的に対応するための以下のような態勢を整備しているか。^{15 16}

(i) グループ内での情報共有や業界団体等から提供された情報を活用するなど、反社会的勢力に関する内部・外部情報の収集、分析、更新（情報の追加、削除、変更等）及び一元的管理を行う部署の設置

(ii) 反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力との取引を防止するための態勢の整備¹⁷

(iii) 関係部門間の横断的協力態勢及び取締役等に対する報告を含む迅速かつ適切な連絡態勢の整備

(iv) 既存の債権や契約の適切な事後検証を行うための態勢の整備

(v) 反社会的勢力であると判明した場合に利益供与にならないよう配慮するとともに資金提供や不適切・異例な取引を行わず、取引解消に向けた取組みを行う態勢及び実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援するための態勢の整備

③【反社会的勢力に対応する担当部署の役割】

¹⁵ 一般社団法人日本経済団体連合会「企業行動憲章実行の手引き」等を適宜参照。

¹⁶ 金融機関単体のみならず、グループ一体となって反社会的勢力の排除に取り組む態勢の整備や、グループ外の他社（信販会社等）との提携による金融サービスの提供などの取引を行う場合における反社会的勢力の排除に取り組む態勢の整備を含む。

¹⁷ 提携ローン（ただし、加盟店を通じて顧客からの申込みを受けた信販会社が審査・承諾し、信販会社による保証を条件に金融機関が当該顧客に対して資金を貸し付ける4者型のローン）については、暴力団排除条項を導入した上、金融機関が自ら事前審査を実施するとともに、提携先の信販会社における暴力団排除条項の導入状況や反社会的勢力に関するデータベースの整備状況等を検証する態勢の整備を含む。

- (i) 担当部署は、役職員より反社会的勢力への対応について連絡があった場合に、必要に応じて警察等関係行政機関、弁護士、弁護士会等との連携をとりつつ、預金保険機構による特定回収困難債権の買取制度の活用を検討するとともに、当該制度の対象とならないグループ内の会社等においては株式会社整理回収機構のサービス機能を活用するなど、適切な対処に向けた指導を行っているか。
- (ii) 担当部署は、役職員に対し、反社会的勢力との取引に関する内部規程及びコンプライアンス・マニュアルの該当部分について、研修・指導等の方法により周知・徹底しているか。

3. 法令等違反行為への対応

①【法令等違反行為に係る責任の明確化】

- (i) 事実関係の調査・解明、関係者の責任追及、監督責任の明確化を図る態勢が、法令等違反行為の発生部署とは独立して整備されているか。
- (ii) 法令等違反行為の行為者及びその管理責任者等に対して、責任の明確化や追及が適切に行われているか。

②【賞罰・人事考課】

賞罰・人事考課の評価項目上、法令等遵守について十分な考慮がされているか。例えば、表彰制度について、法令等遵守の観点から問題のあった営業店等及び職員等を表彰の対象から除外する等、法令等遵守について十分な考慮がなされる態勢となっているか。

4. リーガル・チェック等態勢

①【取引及び業務に関するリーガル・チェック等態勢の整備】

法令等遵守規程に則り、リーガル・チェック等を行うべきものと定めたものの適法性について、事前に法的側面からの慎重な検討を経た上で実行する等、法令等遵守の観点から適切なリーガル・チェック等を実施する態勢が整備されているか。例えば、以下の事項の適法性については、特に慎重な検討を経る態勢となっているか。また、事前のリーガル・チェック等が必要な文書、取引及び業務の範囲及びリーガル・チェック等の責任の所在が、明確化され、組織全体に周知されているか。

- ・ 新規業務の開始前における業務の適法性
- ・ 海外の本・支店や現地法人等における顧客口座の開設等の取次その他の取引等
- ・ 優越的な地位の濫用等が懸念される取引等
- ・ 増資におけるコンプライアンス等
- ・ 複雑なスキームの取引の適法性（例えば、オフバランス化を含む資産流動化、不良債権処理、益出し等の目的で行われる取引や、特殊な種類株式や社債の発行が関連する取引等）

- ・ 利益相反のおそれについての検討が必要な事案
- ・ いわゆるプライベート・バンキング等における非定型取引等
- ・ アームズ・レングス・ルールの適用あるグループ内の取引の適法性
- ・ 法令上求められるディスクロージャー等
- ・ その他法的リスクが高いと合理的・客観的に判断される文書、取引、業務等

②【リーガル・チェック等に関する留意点】

- (i) リーガル・チェック等を行うに際し、各部門が業務上作成又は関与する内部規程、契約書、広告等の文書、取引、業務等について、適法性等の判断の前提となる背景事情や前提事実が適切に提供され、判断されているか。
- (ii) 外部の弁護士等によるリーガル・チェック等を経た場合にも、取引等の実行前に法律意見の内容の十分な吟味・検討がなされているか。

